令和８年度に向けた
農地等利用最適化推進施策の改善に関する
意見書

伊達市農業委員会

日本の農業・農村は、国民に食料を安定的に供給し、食品等の関連産業とともに地域経済を支える重要な役割を担っております。また、高品質な農産物を生産する技術、持続性に優れた生産農地である水田、世界に評価される伝統的な食文化、美しい農村風景など、すばらしい潜在力も有しております。伊達市におきましても、これまで継承されてきた農業や農地、農産物など誇れるものが数多くあります。

しかしながら、伊達市の農業・農村の現状を見ると、発災から 10 年以上が経過した東京電力第一原発事故による風評、その後の度重なる自然災害等から未だ復旧・復興しておらず、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い遊休農地の増大、農業用水の喪失、野生鳥獣による被害等多くの課題が山積しています。

これに対して、伊達市におかれましても、様々な対策に取り組まれていることは承知しております。令和７年３月に策定された地域計画はその一つであり、農業を担う者ごとに利用する農地を集積・集約し、10 年後に目指す地域の農地利用の達成に向けた取り組みとなります。我々、伊達市農業委員会におきましても、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員が、各集落での話し合いに積極的に関与し、農業・農村という財産を次世代に引き継いでいくため、尽力していく所存であります。

つきましては、伊達市の農業・農村を、担い手が継承していくことが出来るよう、令和８年度の予算編成及び各種施策の推進にあたり、農業委員会等に関する法律第 38 条第１項の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和７年 10 月 30 日

伊達市長　須田　博行　様

伊達市農業委員会
会長　清 野 直 人

令和８年度に向けた農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見項目

１ 遊休農地の発生防止・解消対策について

農業委員会では、農地の有効利用に向け、利用状況調査（農地法第３０条）及び利用意向調査（農地法第３２条）を実施し、指導を行っている。しかし、当市の農業実態は、従事者の高齢化や担い手不足による労働力の減少により、遊休農地が増加している状況である。（別紙資料のとおり）

（１）遊休農地の発生防止、担い手への農地集積推進に資する地域計画に関し、令和７年３月に策定された地域計画について、各地区における計画の実現に向けたブラッシュアップを行い、必要な予算措置、市職員による継続的な支援を行うこと。

（２）農地集積に係る貸し手、借り手に対する支援の充実を図り、特に借り手が遊休農地を解消した際の補助金の創設や、遊休農地利活用への支援、農地再生費用への補助等を行うこと。

２ 農業後継者・担い手支援について

担い手の経営安定には、農業所得の安定が不可欠であることから、収入減少による影響を極力抑える経営所得安定対策等が必要である。

（１）ウクライナ危機を発端とする原油・原材料価格高騰・物価高騰による燃料・資材・肥料等の負担増補填の方策を、国県に対し要望すること。また、市で実施した資材費購入支援について継続すること。

（２）災害や気候変動等が発生した際には、収入が減少した農家への所得補償としての収入保険保険料補助を継続すること。また、白色申告者でも加入できるよう国県に働きかけること。

（３）認定農業者等の養成や就農者に対する報奨金制度の拡充、設備導入費用補助の拡充のほか、農業研修による受け入れ農家の増加を図り、新規就農者及び後継者の確保に努めること。

（４）新規参入者が地域に定着できるよう、農業経営、農業技術向上のための就農後の支援や新規就農者の補助・支援制度を取りまとめ情報発信すること。

（５）就農者の経営安定のため、個人経営から法人経営への研修会を開催し、経営能力向上、経営規模の拡大、労働力確保を促すこと。また、収益性の高い作物への転換等、所得向上への支援の充実を図ること。

（６）遊休農地を活用した研修用農地事業を拡充し、実践的研修を通じて将来の農業後継者育成を図ること。

（７）積極的に農産物生産、加工、販売、６次産業化等の取り組みを行う者に対し、育成と支援を継続して行うこと。

（８）伊達市農業の継承のために、定年帰農者や多様な形で農業に関わる者に対する支援、空き家を利用した住居・農地の確保、農業後継者の結婚支援等、包括的な農業後継者対策を図られたい。

（９）スマート農業等の先端技術導入への支援を行い、農業者の営農効率化・省力化を継続して行うこと。

３ 原子力災害対策について

東京電力福島第一原子力発電所の一刻も早い事故処理と、被害に対する損害賠償、生活再建、農業経営再開も含め、支払われていない賠償金の早急な支払いと長期的な視点での十分な賠償は、東京電力と国が責任を持って行うべきものである。

（１）安心して営農できるよう、継続的なモニタリング調査、未だ出荷制限のある山菜等の状況改善（エリア分け等）、ＡＬＰＳ処理水の海洋放水に起因する風評被害防止対策等、東京電力と国へ強く働きかけを行うこと。

（２）農家・生産団体等が安全な農産物を生産・販売できるように、市長によるトップセールスはもとより、学校給食への地場食材利用を定期的に行うなどの手立てを講じながら風評被害を払拭し、消費者が安心して食することができるための支援を行うこと。

４ 鳥獣被害防止対策について

カラスやサル、イノシシ等による農作物の鳥獣被害が年々増加している中、市においては鳥獣被害対策実施隊や捕獲檻の設置等により駆除対策が講じられているところである。

しかし、サルやカラス被害が深刻化するなど、従来の対策だけでは完全に被害を防止することはできず、営農意欲の減退による農業経営の廃止や、遊休農地の拡大など、地域営農全体が阻害されている。

（１）深刻化する鳥獣被害に対し、サルやイノシシ等の捕獲駆除計画の具体化や、専門家による調査を実施するなど、早急に個体数削減対策を講じること。

（２）鳥獣被害対策実施隊の充実のため、後継者育成の支援を講じること。

（３）イノシシ被害に関し、防止柵設置の補助要件を緩和するとともに、設置後の管理費に対する支援を講じること。くくりわな購入費用に関しても、対象の拡大等の対応を求める。

5 防災・減災対策について

近年、度重なる大雨・台風をはじめとする自然災害による被害の早期復旧に取り組むことはもちろん、今後、大雨による河川氾濫を防ぐため、河川・ため池等の堤体や堆積土砂の定期的な管理等による国や県と連携した防災・減災対策が必要である。

（1）河川やため池は、大雨や台風が発生するたびに土砂が堆積し水深が浅くなることから、堤体の点検・改修、定期的な土砂の撤去を早急に行うこと。

（2）豪雨・洪水被害の軽減が期待される「田んぼダム」を、東根川、伝樋川、広瀬川周辺に設置していただきたい。

（3）気温上昇により農作業時における熱中症リスクが高まっていることから、農業者の熱中症対策に関する情報提供を行うこと。

6 農作物被害対策について

近年の気象条件は年々変化しており、様々な農作物被害が引き起こされている。モモ穿孔細菌病をはじめとした病害虫被害についても、依然として被害が継続している。伊達市ブランドの桃や柿をはじめとした農産物を守るため、対策の強化継続が必要である。

（1）凍霜害等による農作物の被害に対し、次年度作付に向けた資材購入費の補助等、財政支援を図られたい。

（2）モモ穿孔細菌病に対する特効薬がない現状においては、薬剤散布による防除に頼るしかなく、防除の効果に対して費用負担が大きくなっている。ついては、防除にかかる費用の補助率を引き上げ、伊達市特産物である桃の産地を維持していくための支援の強化を図られたい。また、早期に効果ある薬剤の開発が待たれるところであり、開発後の早期導入への支援を検討されたい。

資 料

過去６年間の遊休農地面積の推移

農地面積　　単位:ha

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
伊達地区	416.9	413.2	409.1	392.3	390.2	387.5
梁川地区	2,424.4	2,422.3	2,418.3	2,414.0	2,412.1	2,408.9
保原地区	1,765.5	1,757.8	1,740.6	1,735.4	1,734.3	1,731.4
霊山地区	1,502.2	1,500.5	1,497.7	1,493.6	1,492.7	1,487.2
月舘地区	904.1	902.1	900.7	899.6	898.8	896.1
合　計	7,013.1	6,995.9	6,966.5	6,935.1	6,928.1	6,911.1

遊休農地解消面積　　単位:ha

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
伊達地区	1.85	1.02	2.51	1.39	0.50	0.58
梁川地区	2.89	2.09	2.92	3.91	4.91	0.39
保原地区	5.43	5.66	6.10	12.02	10.50	4.59
霊山地区	12.75	10.18	11.20	5.78	5.82	5.24
月舘地区	0.43	0.03	0.90	0.48	0.00	0.16
合　計	23.35	18.98	23.63	23.58	21.73	10.96

新規遊休農地発生面積　　単位:ha

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
伊達地区	1.82	2.23	2.23	0.98	1.20	7.08
梁川地区	13.25	25.82	9.40	16.51	43.90	3.56
保原地区	10.01	13.68	29.71	25.83	17.00	11.45
霊山地区	10.20	9.24	8.30	2.02	13.40	83.02
月舘地区	4.09	10.21	4.71	0.44	3.21	7.96
合　計	39.37	61.18	54.35	45.78	78.71	113.07

遊休農地累計面積　　単位:ha

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
伊達地区	16.90	18.11	17.83	17.45	18.00	24.58
梁川地区	108.92	132.64	139.12	151.72	190.70	193.95
保原地区	101.47	109.49	133.10	146.91	153.40	160.28
霊山地区	161.84	160.90	158.00	154.29	161.80	239.67
月舘地区	25.22	35.41	39.22	39.17	42.30	50.19
遊休農地面積累計（合計）	414.35	456.55	487.27	509.54	566.20	668.67

遊休農地面積率

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
伊達地区	3.99%	4.02%	4.36%	4.45%	4.63%	6.34%
梁川地区	4.33%	4.76%	5.75%	6.28%	7.91%	8.05%
保原地区	6.83%	7.12%	7.65%	8.47%	8.85%	9.26%
霊山地区	10.75%	10.60%	10.55%	10.33%	10.84%	16.12%
月舘地区	2.81%	3.22%	4.35%	4.35%	4.72%	5.60%
遊休農地化率	6.12%	6.36%	7.00%	7.35%	8.18%	9.68%